

本庄都市計画下水道の変更

都市計画審議会 参考資料

本庄都市計画下水道の変更（本庄市決定）について

・ 本庄都市計画下水道の変更（本庄市決定）の概要

本庄市の公共下水道は、昭和50年度に当初、都市計画決定をして、平成16年度に単独公共下水道からより効率的で経済的な下水道事業を行うため、利根川右岸流域下水道関連公共下水道に変更し、その都度必要な都市計画決定を行っています。

今回の都市計画決定の変更は、今年度予定している下水道法の事業計画の変更及び都市計画法の事業認可について、それぞれの整合を図り整備を進めるため、以下の6区域（汚水4区域・雨水2区域）について変更します。

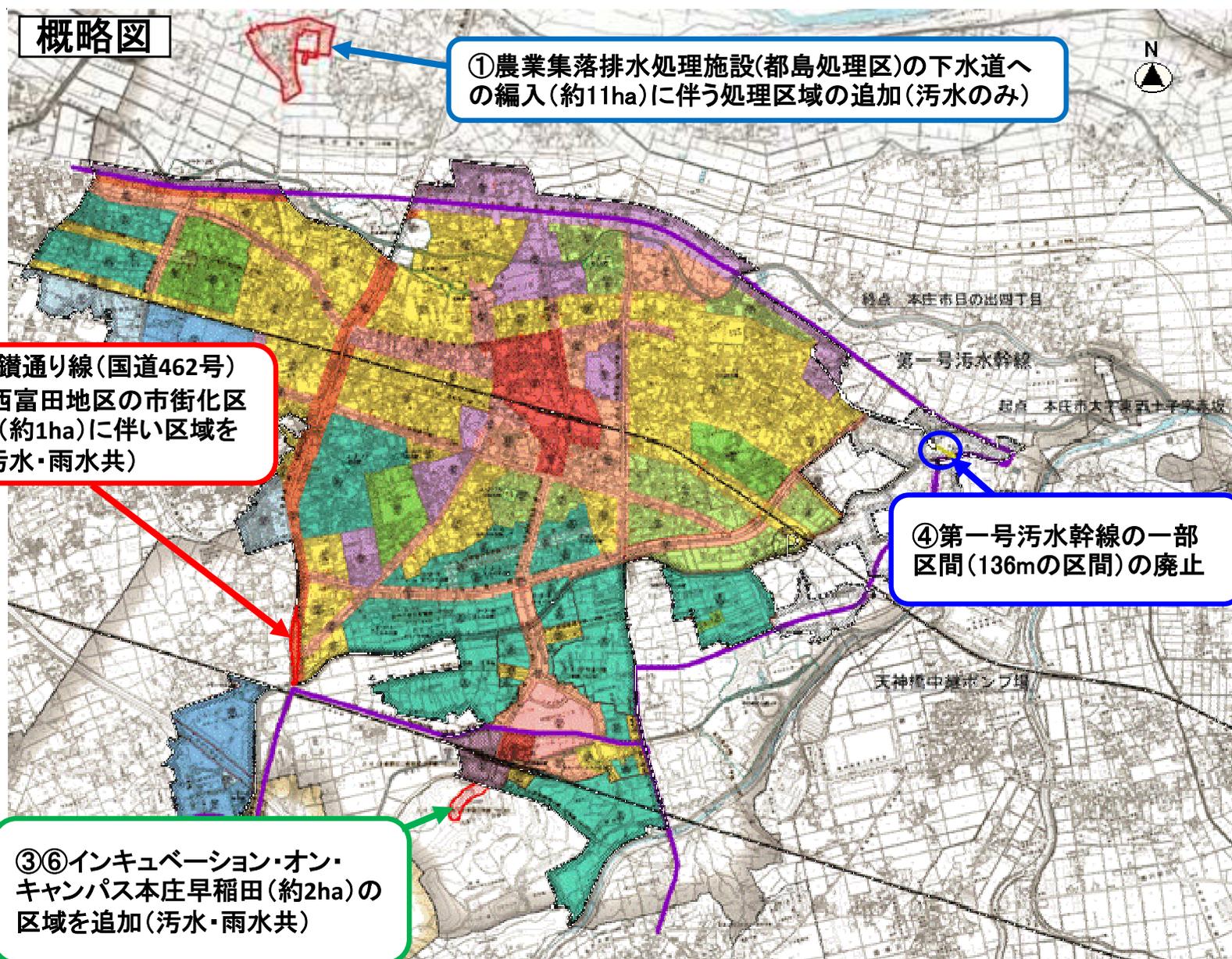
・ 汚水処理区について、①～③までの区域（約14ha）の追加及び④の幹線廃止を行います。

- ① 農業集落排水処理施設（都島）の処理区（約11ha）を公共下水道処理区に編入。
- ② 金鑽通り線（国道462号）東側の一部区域（西富田地区の一部）の市街化区域（約1ha）を追加。
- ③ 区域外のインキュベーション・オン・キャンパス本庄早稲田内の区域（約2ha）を追加。
- ④ 第一号汚水幹線の一部区間について廃止。（流域下水道との重複部分の延長136m）

・ 雨水排水区について、⑤・⑥の区域（約3ha）の追加を行います。

- ⑤ 金鑽通り線（国道462号）東側の一部区域（西富田地区の一部）の市街化区域（約1ha）を追加。
- ⑥ 区域外のインキュベーション・オン・キャンパス本庄早稲田内の区域（約2ha）を追加。

本庄都市計画下水道の変更（本庄市決定）について



① 農業集落排水処理施設（都島）の処理区 （約11ha（汚水））を公共下水道処理区に編入

・ 概要

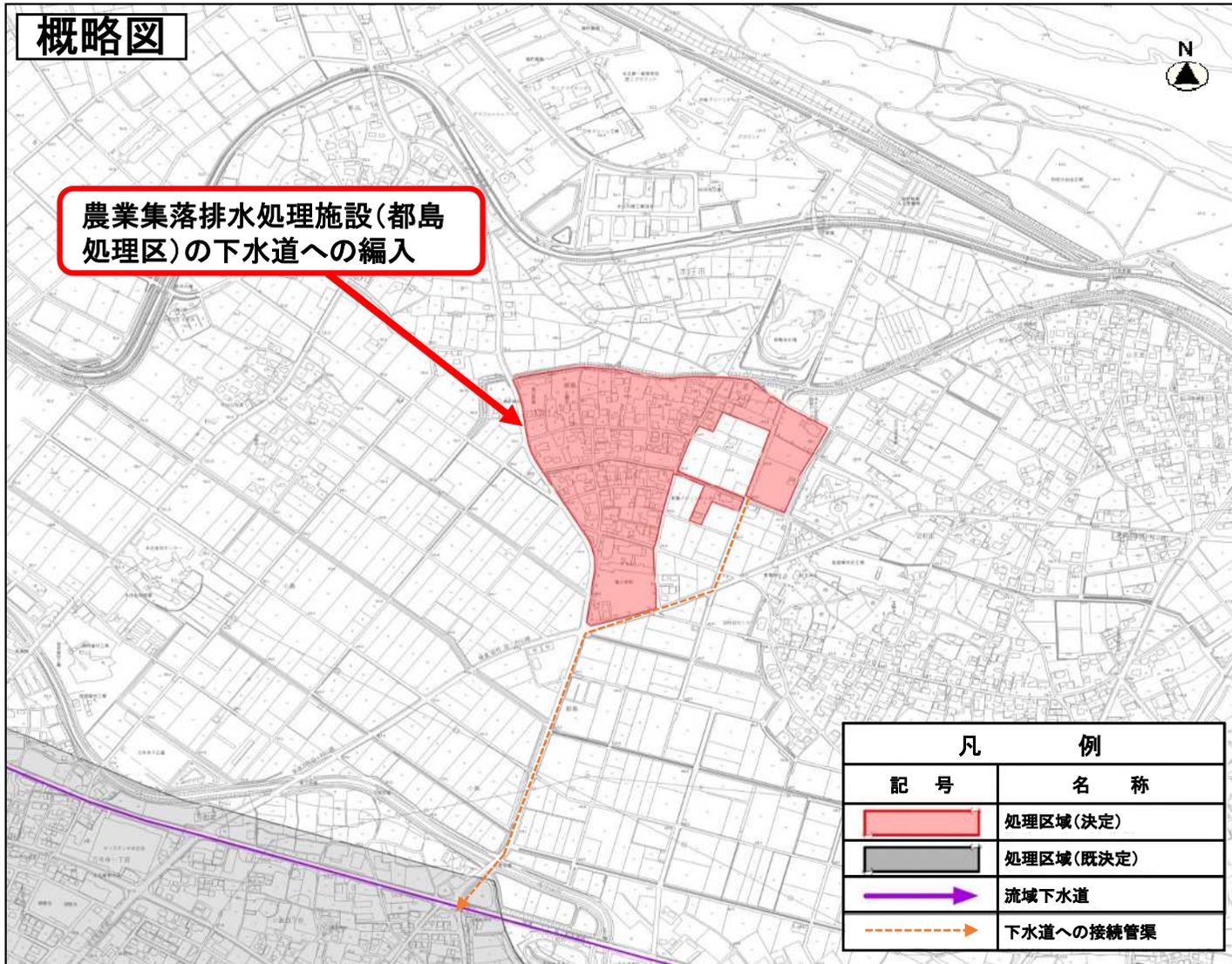
都島処理区は、計画人口280人、計画汚水量(75.6m³/日)として、平成元年4月に供用開始し、築31年が経過する処理区です。

公共下水道を始めとする汚水処理施設の事業運営は、全国的にも厳しい状況で、本市についても、人口減少や施設の老朽化等が顕著であり、より一層の効率化と経済的な管理運営が求められています。このような背景から近年、国は施設の統廃合を進めるため「広域化・共同化」などの取り組みを要請しています。

本市の農業集落排水事業は、市内6処理区(整備済)があり、その中の都島処理区(約11ha)は、供用年数が30年に近づいてきたことを考慮し、平成27年度に「農業集落排水施設簡易診断調査及び簡易統合検討業務委託」を実施した結果、処理施設を廃止して、公共下水道に接続し編入することが妥当と判断されました。

このことから今回の都市計画決定の変更により、都島処理区を本庄市都市計画下水道の汚水処理区として位置付けるものです。

① 農業集落排水処理施設（都島）の処理区 （約11ha（汚水））を公共下水道処理区に編入



②⑤金鑽通り線（国道462号）東側の一部区域（西富田地区の一部）の市街化区域(約1ha(汚水・雨水))を追加

・概要

今回の追加区域は、金鑽通り線（国道462号）東側の一部区域（西富田地区の一部）で、本市の中央西側付近に位置し、関越自動車道本庄I・C北側に位置している市街化区域（約1ha(汚水・雨水)）です。

この区域については、平成28年度の都市計画決定により、市街化調整区域から市街化区域（準住居地域）に編入されていましたが、下水道法に伴う事業計画や都市計画法事業認可と都市計画決定時期が異なっていたことから今回整合を図り、下水道区域として位置付けるため、区域の計画変更を行うものです。

②⑤金鑽通り線（国道462号）東側の一部区域（西富田地区の一部）の市街化区域(約1ha(汚水・雨水))を追加



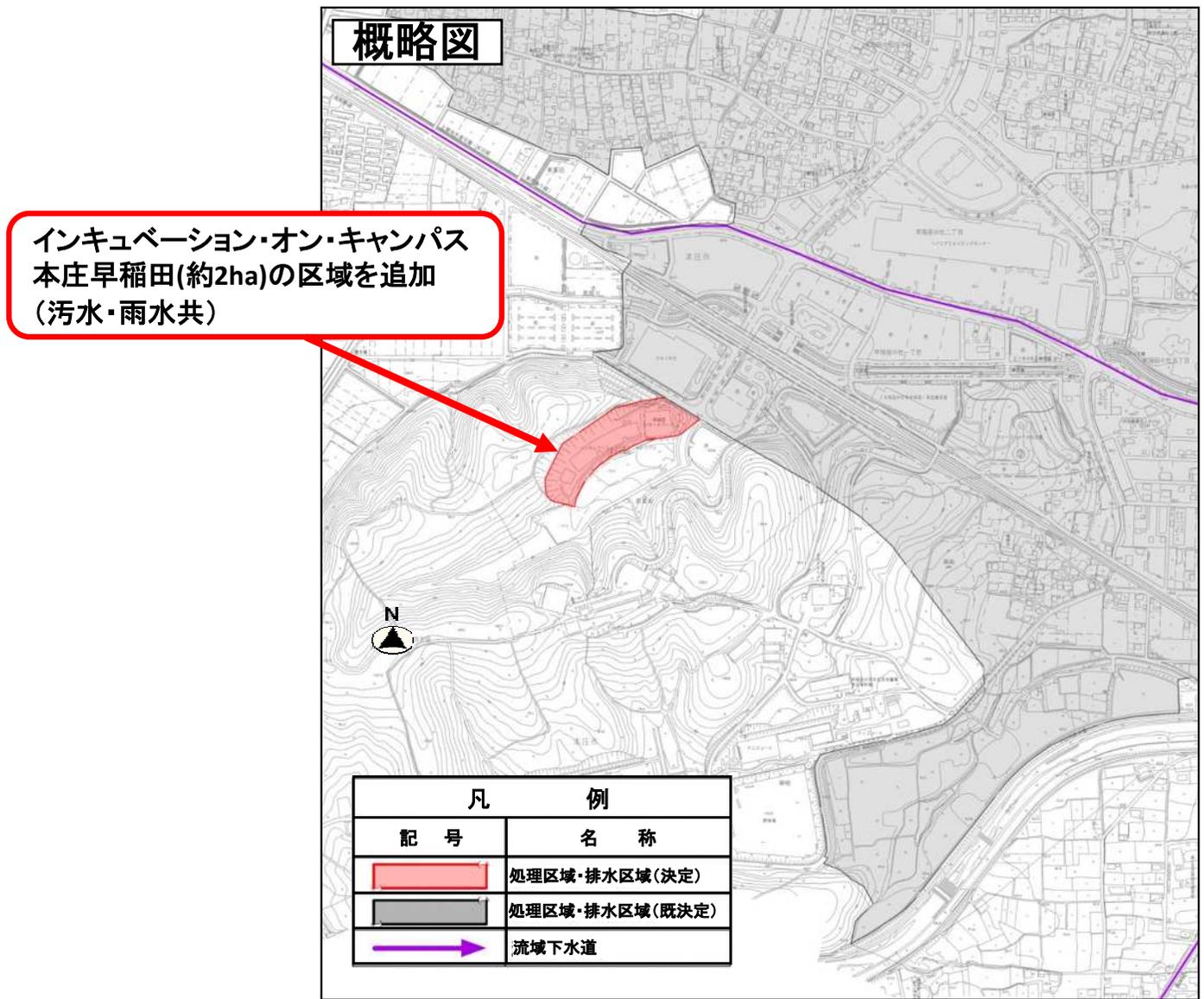
③⑥ インキュベーション・オン・キャンパス本庄早稲田の 区域(約2ha(汚水・雨水))を追加

・ 概要

インキュベーション・オン・キャンパス本庄早稲田は、上越新幹線本庄早稲田駅の南側に位置している区域で、その中の約2ha(次ページ図赤色区域)は、キャンパス内の主要施設が配置されている区域となり、本庄早稲田駅の開業と同時期に接続していたものです。

これまでは、公共下水道区域外流入として取り扱っていましたが、今回の都市計画決定の変更により、実情に合わせてこの区域を本庄市都市計画下水道(汚水・雨水)として位置付けるものです。

③⑥ インキュベーション・オン・キャンパス本庄早稲田の区域(約2ha(汚水・雨水))を追加



④ 第一号汚水幹線の一部区間について廃止 (流域下水道幹線との重複部分の延長136m)

・ 概要

本庄都市計画下水道の第一号汚水幹線として位置付けていた幹線部分について、すでに埼玉県に移管し、県の利根川右岸流域下水道の管理となっている部分が重複記載されていたことから今回の都市計画決定の変更に合わせて市の記載分を廃止し、整合を図るものです。

④ 第一号汚水幹線の一部区間について廃止 (流域下水道幹線との重複部分の延長136m)

